

○厚生労働省告示第百八十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請（以下「申請」という。）又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号八に規定する実績に令和二年二月から令和四年三月までの月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）の発生又はまん延に起因するものに限り。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号口中「七百五十以上」とあるのは、「基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を七百五十から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ及び第三条第三号イ中「六百以上」とあるのは「基準値（別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を六百から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第四条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号口中「二百九日」とあるのは「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号八に規定する実績に令和二年二月から令和四年三月までの月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）の発生又はまん延に起因するものに限り。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号口中「七百五十以上」とあるのは「基準値（別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を加算した数）を七百五十から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号口中「二百九日」とあるのは「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同号口中「派遣日数に限

除した日数」と、同号口中「派遣日数に限る。」が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、診療日数に限る。」が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

（救急医療に係る基準）

第一条 医療法（以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）、又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）、が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ 当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（以下「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ （略）

（災害時における医療に係る基準）

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 （略）

二 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ・ロ （略）

ハ 法第三十条の十二の二第一項に規定する災害・感染症医療業務従事者（以下「災害・感染症医療業務従事者」という。）により組織された災害派遣医療チーム（以下「災害派遣医療チーム」という。）を有し、法第三十条の十二の六第一項に規定する協定を締結していること。

る。」が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、「診療日数に限る。」が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

（救急医療に係る基準）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）、又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）、が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ 当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ （略）

（災害時における医療に係る基準）

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 （略）

二 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ・ロ （略）

ハ 厚生労働省に登録された災害派遣医療チームを有すること。

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前会計年度において、当該病院に勤務する職員が、都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ (略)

(新興感染症発生・まん延時における医療に係る基準)

第三条

法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療（以下「新興感染症発生・まん延時における医療」という。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 当該業務を行う病院の構造設備 当該病院が発熱患者等専用の診察室、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な病床その他の新興感染症発生・まん延時における医療を行うために必要な施設、設備及び物資を有すること（これらの施設及び設備のうち申請時に有していない施設又は設備がある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（以下「医療措置協定」という。）を締結した日から三年を超えない範囲で当該病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画を作成し、当該都道府県知事が当該計画を適当と認めたときを含む。）。

二 当該業務を行うための体制 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 感染症法第三十六条の九第一項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置をその内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。

(1) 感染症法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置（次の(i)及び(ii)に掲げる基準を満たすものに限る。）

(i) 当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があつた日から起算して七日以内に実施するものであること。

(ii) 当該措置を講ずるために確保する病床数が三十床以上であること。

(2) 感染症法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置（次の(i)及び(ii)に掲げる基準を満たすものに限る。）

(i) 当該措置の実施に係る都道府県知事の要請があつた日から起算して七日以内に実施するものであること。

(ii) 一日当たり二十人以上の感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（次号ロ(1)において「新型インフルエンザ等感染症」という。）若しくは同条第八項に規定する指定感染症（同号ロ(1)において「指定感染症」という。）の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は同条第九項に規定する新感染症（以下この(ii)及び同号ロ(1)において「新感染症」という。）にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ (略)

(新設)

ロ 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。

ハ 災害派遣医療チーム若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第三十条の十二の六第一項に規定する協定及び感染症法第三十六条の二第一項第五号に掲げる措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が六百以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げるいずれかの訓練又は研修に参加していること。

(1) 当該病院が行う新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。(2)において同じ。）の対応に係る訓練又は研修

(2) 外部の機関が行う新興感染症の対応に係る訓練又は研修

ハ 感染症法第三十六条の四第二項に規定する勧告を受けたことがないこと。

（へき地の医療に係る基準）

第四条 法第三十条の四第二項第五号二に掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 （略）

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号二に掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 （略）

（周産期医療に係る基準）

第五条 法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 （略）

（小児医療に係る基準）

第六条 法第三十条の四第二項第五号ヘに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 （略）

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 （略）

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 （略）

（周産期医療に係る基準）

第四条 法第三十条の四第二項第五号二に掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 （略）

（小児医療に係る基準）

第五条 法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 三 （略）